

再生可能エネルギーを核とした農福連携推進事業基本構想策定業務委託 公募型プロポーザル実施要綱

1 目的

本村の基幹産業は米を中心とした農業であるが、東日本大震災・原発事故の影響もあり、農産物の価格低迷や担い手不足、耕作放棄地の拡大が課題となっている。そのため、今後は高品質・高付加価値な農産物の生産や施設園芸の推進、六次化などにより、農業を「稼げる産業」としていくことが必要である。

また、本村では高齢の方や障がいのある方まで誰もが地域で支え合い参画する共生社会を目指し、本年6月に「障がいのある人もない人も共に生きる大玉村づくり条例」を制定したところである。特に、障がいのある方の農業分野での活躍を通じて、自信やいきがいを創出し、社会参画を促す取組みとして、農業と福祉の連携「農福連携」が全国的にも注目されており、本村においても共生社会のモデルとして、農福連携の推進が重要と考えている。

さらに、本村は、「再生可能エネルギー利用推進の村」を宣言するとともに、「日本で最も美しい村」連合に加盟しており、再生可能エネルギーの推進と自然環境の保全活用の両立を目指す形で、太陽光や小水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーの普及促進を行っている。

本村では、これら地域課題の解決を図るとともに、東日本大震災応急仮設住宅跡地の活用策として、令和3年5月に庁内プロジェクトチームにより「(仮称) おおたま再エネ・アグリパーク構想」(以下「再エネアグリ構想案」という。)をとりまとめたところである。本業務では、再エネアグリ構想案の具現化を図るため、拠点施設の基本構想の策定を中心に、再生可能エネルギーのポテンシャル調査等各種調査の実施、合意形成支援、モデル事業の検討支援を一体的かつ総合的に実施することを目的とする。

なお、本業務は福島県地域創生総合支援事業(サポート事業)補助金の採択を受けて実施するものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

再生可能エネルギーを核とした農福連携推進事業基本構想策定業務委託

(2) 発注者

大玉村

(3) 業務内容

別添「再生可能エネルギーを核とした農福連携推進事業基本構想策定業務委託仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和5年2月21日まで

(5) 委託料

契約限度額10,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 プロポーザルに係る事項

(1) 名称

再生可能エネルギーを核とした農福連携推進事業基本構想策定業務委託プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

(2) 募集方法

公募型プロポーザル

(3) 審査方法

審査は、村が別で定める委員により組織された「再生可能エネルギーを核とした農福連携推進事業基本構想策定業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が、提出書類及びプレゼンテーションの審査を経て最適な受託候補者を選定するものとする。

(4) 参加資格

以下の要件をすべて満たすものとする。（ただし、共同企業体である場合、代表構成員は以下の要件全てを満たすものとし、その他の構成員は下記クを除くすべてを満たすものとする。共同企業体での参加の場合、共同企業体協定書を取り交わしていること）

ア 大玉村に入札参加資格審査申請を行い登録のあるもの。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中ではないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中ではないこと。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は更生手続中ではないこと。

カ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定調停手続開始の申立中又は特定調停手続中でないこと。

キ 大玉村から指名停止措置等を受けていないこと。

ク 平成24年度から令和3年度まで（過去10年以内）に国又は地方公共団体の発注する同種又は類似業務について元請けとして完了した実績を有すること。

※ 同種又は類似業務：公共施設や各種拠点施設の形成に向けた調査・分析等の

業務、複合施設の整備や開発に関する基本構想及び計画策定等に関する業務、再生可能エネルギーの導入可能性調査等に関する業務。

ケ 本業務の実施にあたり、大玉村との連絡調整・打合せ等が適切に対処できる者であること。

コ 大玉村内で行うプレゼンテーション審査に参加できる者であること。

(5) プロポーザルの性格

本プロポーダルは、最適な受託候補者を選定するため、本業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、具体的な活用内容や成果品（図面、模型写真、透視図等）の作成や提出を求めるものではない。本業務は、契約締結後に企画提案書に記載された内容を反映しつつ、発注者と協議のうえ着手するものとする。

(6) 事務局

大玉村役場 政策推進課 企画係

〒969-1392 福島県安達郡大玉村玉井字星内 70

電話：0243-24-8136（直通） FAX：0243-48-3137

E-mail: seisakusuishinka@vill.otama.fukushima.jp

4 プロポーザルの日程

(1) プロポーダル実施要綱等の配付	令和4年7月8日（金）
(2) 参加表明書等の提出期限	令和4年7月22日（金）
(3) プロポーダルに係る質問書の提出期限	令和4年7月22日（金）
(4) 企画提案書等の提出期限	令和4年8月8日（月）
(5) ヒアリング・審査・受託候補者の選定	令和4年8月下旬（予定）
(6) 審査結果通知	令和4年9月上旬（予定）

5 プロポーザルの事務手順

(1) プロポーダル実施要綱等の配付

ア 配付期間

令和4年7月8日（金）から令和4年7月22日（金）まで

イ 配付場所

事務局の窓口又は大玉村公式ウェブサイトからダウンロードすること。

なお、事務局での配付は午前9時から午後4時まで（土曜、日曜及び祝日は除く。）とする。

ウ 配付書類

(ア) 再生可能エネルギーを核とした農福連携推進事業基本構想策定業務委託プロポーダル実施要綱

(イ) 様式集

(ウ) 再生可能エネルギーを核とした農福連携推進事業基本構想策定業務委託仕様書

(エ) (仮称) おおたま再エネ・アグリパーク構想 (令和3年5月7日策定)

(2) 参加表明書の受付

ア 参加表明書

プロポーザル参加希望者は、「参加表明書」(様式1) 及び「企業概要書」(様式2) を作成し、次のとおり提出すること。

イ 参加表明書の提出先及び方法

(ア) 提出先

事務局

(イ) 提出期限

令和4年7月22日(金) 午後4時必着

(ウ) 提出方法

持参、簡易書留郵便による郵送又は電子メールとする。ただし、持参の場合は午前9時から午後4時まで(土曜、日曜及び祝日は除く。) とする。

(エ) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、令和4年7月29日(金) までに、任意様式で「辞退届」を提出すること。

(3) 質問書

参加表明書提出者からのプロポーザル等に関する質問は、次により電子メールで受け付ける。

ア 受付期限

令和4年7月22日(金) 午後4時まで

イ 電子メールの件名

「プロポーザルに関する質問」とすること。

ウ 提出方法

質問書(様式3) に記載し、電子メールに添付して提出すること。

エ 提出先

E-mail : seisakusuishinka@vill.otama.fukushima.jp

オ 質問に対する回答

回答は、令和4年7月29日(金) に大玉村公式ウェブサイトにて公開する。

(4) 提出書類

ア 企画提案提出書(様式4)

イ 企画提案書(A4版縦づかい、15ページ以内とし、紙面構成は自由とする。) 次の内容について、明瞭に記載すること。(任意様式)。

(ア) 事業実施方針

- (イ) 仕様書に基づく企画提案
- (ウ) 事業実施のスケジュール
- (エ) 事業の実施体制
- (オ) 参加メンバーの氏名と略歴（受注後のメンバーの変更は原則認めない）
- (カ) テーマに対する独自提案

テーマ：本村の現状と将来のあるべき姿や再エネアグリ構想案を踏まえた上で、再生可能エネルギーの具体的な活用策や農福連携推進に向けて有効かつ実現可能と思われる提案

ウ 業務実績書（様式5）

エ 業務参考見積書（消費税込）

※仕様書の業務内容の内訳が分かるように見積もること。

(5) 提出部数（左綴じA4版とすること）

ア (4)アの提出書1部に(4)イからエの書類を順番にそれぞれ10部揃え、左部上部を1点クリップ止めとし、提出すること。

イ A3版の様式については、A4版に折って綴じること。

(6) 提出期限

令和4年8月8日（月）午後4時まで

(7) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便とし期限までに到着するように発送すること。）

(8) 審査

ア 第1次審査

(ア) 審査委員会が、参加表明者から提出された参加表明書及びプロポーザルを書類審査し、ヒアリング要請者を、5者を上限に選定する。

なお、参加表明者が5者以下の場合は、すべての参加表明者をヒアリング要請者とする。

イ 第2次審査

(ア) ヒアリング要請者を対象にプロポーザルを用いてヒアリングを実施し、内容を総合的に評価した上で、受託候補者を選定する。

(イ) ヒアリングの日時及び場所

①時間 令和4年8月下旬以降の指定する日時

②場所 大玉村役場内の指定する会議室

なお、ヒアリングの時間・場所・詳細については、ヒアリング要請者を対象に後日別途通知する。

(ウ) ヒアリング内容等

①ヒアリングに求める内容は、プロポーザルを補足するプレゼンテーション

及び審査委員会委員からの質疑応答とする。

②ヒアリング会場への入場者は、1 提案者 3 名以内とし、プレゼンテーションの時間は 20 分以内、その後の質疑応答は 10 分程度とする。

③プレゼンテーションの順番は、参加表明書の受付順に行う。

④ヒアリングは、非公開とする。

⑤説明者はパソコン、プロジェクター等を持参し、説明に使用することができる。（本村では電源及びスクリーン以外の用意は行わない。）

⑥パワーポイント等を使用した説明は認めるが、使用する説明資料は事前に提出されたプロポーザルの内容のみとし、資料の追加配布や差し替えは認めない。

(9) 受託候補者の選定

ア 審査委員会は、評価得点の高い者から順位を定め、最高得点を得た者を受託候補者として選定する。

イ 評価得点が同点となった場合は、審査委員会委員長の評価得点が上位の者を受託候補者として選定する。

(10) 審査結果の発表

ア 第1次審査（書類審査）

参加表明者が 5 者を超え、第 1 次審査を実施した場合、令和 4 年 8 月中旬に参加者全員に通知する。なお、電話、電子メール等による結果の問い合わせには、一切応じない。

イ 第2次審査（ヒアリング）

ヒアリングの実施日から 1 週間後（発送予定）に、すべての参加者に書面により通知する。なお、電話、電子メール等による結果の問い合わせには、一切応じない。

(11) 評価基準

評価項目、審査内容、配点については、別紙のとおりとする。

6 経費の負担

参加表明書及びプロポーザルの作成に要した費用、旅費その他プロポーザルの参加に要した一切の経費は、参加者の負担とする。

7 本業務委託契約

審査により決定した受託候補者を本業務の随意契約に係る見積徴取の相手方とするものとし、詳細な業務内容及び契約条件について、発注者と協議・合意したのちに委託契約を締結する。

ただし、受託候補者に事故等があり、見積書の徴取が不可能となった場合について

は、次点者を見積書徴取の相手方とするものとする。

なお、契約締結時までに、大玉村建設工事等入札参加資格制限措置要領の規定に基づく入札参加資格制限を受けた場合は、契約を締結しないこととし、この場合、大玉村は一切の損害賠償の責を負わないものとする。

8 その他

(1) 失格

ア 提出書類に虚偽の記載をした者

イ プロポーザル実施要綱で与えられた諸条件に違反した者

ウ プロポーザル実施要綱に定める手続き以外で、審査委員又は関係者から直接又は間接を問わず、本プロポーザルに関する連絡を求めた者、若しくは援助を受けた者

(2) その他

ア 本提案において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法によるものとする。

イ 提出書類は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。

ウ 提出されたプロポーザル等は返却しない。

エ 電子メール等の通信事故については、本村はいかなる責任も負わない。

オ 審査結果については、審査内容に関する問い合わせ、異議申立て等には一切応じない。

(別紙) 評価項目及び配点

評価項目	審査内容	配点
業務実績	・過去に同種又は類似した業務についての実績があるか。	10
実施体制	・業務の実施体制・担当者の配置状況が的確かつ適正であるか。 ・本業務について、十分な知識・経験を有する者がその知識・経験が十分に発揮される体制で配置されているか。	15
企画提案内容	・本業務の目的や趣旨について、高い理解度があるか。(15点) ・対象地域の状況や課題について、理解・整理をされているか。(10点) ・仕様書に基づく提案がされるとともに、独自性や創意工夫が高い内容となっているか。(15点) ・提案された内容について、効果的かつ実現性がある提案となっているか。(20点)	60
プレゼン能力	・提案内容の明確な説明や質疑に対する的確な回答がされ、資料についても理解しやすいものとなっているか。(10点) ・見積額について、提案された内容に見合った適正な見積もりとなっているか。(5点)	15
合 計		100